

令和2年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和2年3月3日

閉 会 令和2年3月6日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月3日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君
議会事務局 次長 坂本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4番 柿崎 裕二 君
5番 森 弘美 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 報告第 1号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更の専決処分について

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 1号 蓬田村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 3号 蓬田村行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 4号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案

議案第 5号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第 6号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案

議案第 7号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 8号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案

議案第 9号 蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案第10号 蓬田村の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例の制定について

議案第11号 蓬田村森林環境基金条例の制定について

- 議案第 1 2 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 1 3 号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 4 号 令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第 5 号）案
- 議案第 1 5 号 令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 1 6 号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）案
- 議案第 1 7 号 令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）案
- 議案第 1 8 号 令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 議案第 1 9 号 令和 2 年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第 2 0 号 令和 2 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第 2 1 号 令和 2 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第 2 2 号 令和 2 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第 2 3 号 令和 2 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第 2 4 号 令和 2 後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第 2 5 号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 1 号 蓬田村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 3 号 蓬田村行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 議案第 4 号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案
- 第 1 1 議案第 5 号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 第 1 2 議案第 6 号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 第 1 3 議案第 7 号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 1 4 議案第 8 号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案
- 第 1 5 議案第 9 号 蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 第 1 6 議案第 1 0 号 蓬田村の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例の制定について

- 第17 議案第11号 蓬田村森林環境基金条例の制定について
- 第18 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第19 議案第13号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について
- 第20 議案第19号 令和2年度蓬田村一般会計予算案
- 第21 議案第20号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第22 議案第21号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第23 議案第22号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第24 議案第23号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第25 議案第24号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第26 請願第1号 最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現
と中小企業支援の拡充を求める請願

午前9時42分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和2年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番柿崎裕二君、5番森 弘美君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月6日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月6日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政

の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） おはようございます。

令和2年度の施政方針について述べたいと思います。

初めに、村民の皆様を初め村議会議員各位には、行政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに、敬意と感謝を表する次第でございます。

本日、令和2年蓬田村議会第1回定例会を開催し、令和2年度予算案及び関連諸議案をご審議いただく前に、新年度の施政方針並びに施策の概要を申し上げますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成29年11月の2期目の就任以来、1期目同様、村民の安心・安全を第一として、村の発展のため産業振興と生活関連施設整備に取り組んでまいりました。特に、蓬田村が持続的に発展するための基礎的分野の整備に関し、生活基盤整備、地方創生事業、保健医療・福祉の充実、そして教育振興など各分野において事業を展開してまいりました。

これらの事業推進の根底には、本村の人口がここ数十年減少しており、最近急速に進む人口減少を何としても食い止めたいという危機感があります。人口動態を見ましても、自然減少、社会減少がともに大きくなってきております。

国は景気浮揚対策を行っておりますが、地方ではそれほど大きく所得向上したという実感は持てない状況にあります。ことしの東京オリンピック・パラリンピックまで日本の景気は上昇するとの見方がございますけれども、米中貿易戦争や、現在流行している新型コロナウイルスの世界的拡大に伴い、余り期待できない状況にあります。

本村では、人口減少対策として、これまで第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略計画に掲げた各種事業を実施してきましたが、まだ成果は得られていないというように感じております。平成27年度に策定した本計画を令和元年度には第2期計画として改定し、令和2年度から効果が発揮されるように、新しい事業を推進してまいり所存でございます。

また、本村の産業構造は第1次産業が中心でございますが、外部環境、すなわち村の経済以外の環境からの変化に大変敏感になっております。国内経済だけではなく、最近グローバル経済に左右されていると言っても過言ではありません。したがって、我々にできる政策は限られてきます。

しかし、まずはAIやIoTなどの導入を支援して、生産現場をいかに高度化し、そして生産性を向上させるかが重要と考えております。農林水産業における基盤整備とと

もに、6次産業化の振興、環境事業の充実を図りながらも、地域経済の底上げを図ってまいりたいと考えております。

また、近年、異常災害が頻発しております。このため、国は昨年12月、国土強靱化基本法を見直ししたところであり、本年1月には、国土強靱化年次計画2020の策定方針と4兆円に上る関係予算案を公表したところであり、本計画を実施するためには、広域行政と連携しながら、基本計画と地域計画の策定が必要であり、県内各市町村での計画を参考にしながら、令和2年度に策定する予定であります。

また、耐震調査で問題のあった役場庁舎の建設にあつては、関係機関との協議を行い、村民の理解を得ながら進めてまいります。

以上、申し上げましたように、行政課題は絶えず発生し、とどまることは知りません。この課題を1つずつ着実に解決し、総合計画が掲げる将来像、「豊かな自然と共生する活力のみなぎる村」を実現してまいります。

次に、令和2年度の施策の基本的な方針と重点事項について述べさせていただきます。まずは、産業振興方策であります。

その1番目が、農業振興関連事業であります。

本村農業の中心は稲作であります。最近では人口減少などの社会経済的現象から米の需要が毎年10万トンずつ減ってきておると伝えられております。また、これらのことから、需給関係から米価が変動しております。長期的には作付面積の調整も必要でございますが、作付面積は減少してくるものと思われ、本村の令和2年の目標数値は、1,100ヘクタールの水田のうち主食用米の作付面積は約480ヘクタール余りとなっております。したがって、当面は現在の水田フル活用ビジョンに従い、経営所得安定対策に係る産地交付金制度を活用して、農家所得の安定確保に努めなければならないものと考えております。

このため、国の平成30年度からの農政改革を考慮して、タマネギ、トマト、寒冷地野菜、その他新作目の開拓により、高収益作物の増産を目指しております。

さらには、平成28年度から大学の研究機関と連携し、ホタテ養殖残渣処理堆肥の実証実験と地域特産品の開発を行っておりますが、本年度においても、その成果を最大限生かして農家所得の向上と生産意欲を高めるよう支援してまいります。

さらに、老朽ため池改修事業などの土地改良事業や農業用施設整備の補助事業等を展開することにしております。

我々は、先人が苦勞して開発した美田を将来に引き継ぎ、蓬田村の特色ある原風景を守りたいと考えております。

2つ目は、漁業振興関連事業であります。

令和元年産ホタテの出荷状況は、出荷制限があったものの、昨年につき好調であり、価格も高水準で推移いたしました。一昨年来の夏場の大量へい死を教訓に、早期に出荷したことにより順調に進んだと考えられます。高価格は国内の他産地の不漁によるものであり、市場に委ねられております。漁業者の所得安定のためには、不漁になったときの備えとして、他の魚種の栽培漁業を検討していただくとともに、ホタテ養殖の共済事業への加入を支援してまいります。

漁業者の安全な操業や作業の効率化、労働力の軽減のため、漁港改修や施設改修をさらに検討し、漁業後継者づくりを支援してまいります。

3番目は、観光産業の振興と観光施設整備についてでございます。

青森市周辺地域は、陸路、海路、空路とも整備され、立体観光を前面に打ち出し、観光客誘致活動に力を入れております。また、津軽半島地域は北海道新幹線が開業し、隣接市町村を初め、各地で観光施設の整備や観光ルートの整備が進められております。

しかし、本村においては、この恩恵を受けていないように感じております。それは、観光客が求める魅力ある観光施設整備や観光産業が展開されていないということが根底にあります。また、大手旅行会社が企画する旅行計画ルートに設定されていないということも、その原因の1つであります。今後、観光による地域の活性化を推進するためには、観光関連施設の整備や特産品づくり、それから観光産業、これらを活性化する必要があります。

私どもは、よもぎ温泉については引き続き施設の長寿命化を進め、村民の健康増進とこれらの観光に役立てるよう整備していくつもりであります。

次に、住民生活関連事業の充実について申し上げます。

まず、1点目は、防災減災対策とコミュニティーの醸成対策でございます。

先ほど申し上げましたように、昨今は自然災害が多発しており、広域化、多様化、大規模化しております。日ごろからの災害に対する施設整備はもちろんでございますが、住民の心構えの醸成のために、避難訓練などが求められております。先ごろ国は、強くなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を見直したところであります。

これに基づき本年1月には、15の重点化すべきプログラムを中心として、各府省庁の横断的な国土強靱化の取り組みを推進する。このため今後、4兆円を超える予算措置を行うと表明いたしました。本村においても、このプログラムに従って、基本計画と地域計画の策定をすることが求められております。

基本計画の策定に当たっては、青森地域連携中枢都市圏構想のビジョンの策定と並行して進める予定であり、その後、構成市町村ごとの地域計画を令和2年度に策定することになっております。

また、平成30年度から整備を進めている新デジタル防災行政無線を活用した早期の災害情報の伝達は、住民にとっても生活を守るために不可欠であるものと考えております。令和2年度では、希望する村民の方々に戸別受信機を設置する計画であります。

3番目は、住みよい、住みたい村の建設ということについて申し上げます。

1つ目は、青森県型地域共生社会の実現に向けた対応であります。

2025年、平成37年には、いわゆる団塊の世代と言われる方々が75歳以上となり、超高齢化社会を迎えます。青森県では、地域で生まれ、地域で育ち、地域で助け合い、地域で安心して老後を迎えることができる社会を目指す姿として、青森県型地域共生社会を創出することにしております。本村でもこの政策にのっとり、高齢化社会を迎えたときの社会システムとして地域のあり方を検討した、蓬田村型地域共生社会の構築が求められます。

今後、移動手段の確保、公共交通機関でございますが、それらとともに買い物弱者の対策など、生活支援体制・サービスの構築に、さらに一層取り組まなければならないと考えております。

2番目は、健康寿命を延ばすということです。

最近の情報では、青森県の平均寿命は、伸び率は全国1位になったものの、依然として全国最下位にあるということでもあります。何としても健康で長生きできる村を実現しなければなりません。特に、働き盛りの40代、50代の方々の健康意識を高めなければ改善できないものであります。家族を支えるこの世代のリタイアは、家族にとっても大変痛手であるばかりでなく、社会的にも大きな損失を受けているところであります。令和2年度においても、がん検診や糖尿病予防などを重点として各種検診率の向上を目指し、村民の健康を守るべく努力をしております。さらに、積極的に健康づくりを推進するとともに、介護予防事業を展開する予定であります。

3番目として、子ども・子育て支援の充実であります。

現在、蓬田村では、子ども・子育て支援として所得制限なしで通院・入院ともに15歳到達年度まで医療助成を行っております。最近は、子育て世帯の社会的負担額が増加しており、子育て世代へのサービスの充実の要望があります。このため、18歳到達年度まで拡大することとして提案をしております。また、同様の趣旨から、小中学校の給食費負担を軽減することといたしました。

4番目は、教育設備の充実です。

文部科学省は、令和2年度から公立学校情報通信ネットワークを整備することを打ち出しました。令和5年度までに校内LANを構築し、小学校・中学校の児童生徒の一人一人がタブレット端末を持ち、ICTを活用できる環境整備と学習活動を充実させるということを目的としております。本村では、この事業は今年度から令和5年度までに完了することにいたしました。また、本年度で教職員の事務改善のため、校内ネットワークの再構築を行うとともに、教職員の業務効率の向上を目指して、端末整備を行うことにしております。

これらのほかに、各科目にわたり重要政策を予算計上しておりますが、これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

村政運営の基本は、健全なる財政と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、さらには行財政改革を進め、村民憲章にある、明るく豊かで住みよい村づくりに邁進してまいります。

最後となりましたが、蓬田村の発展・振興は行政のみでなし得るものではなく、村議会議員の皆様、そして村民の皆様との連携・協働が不可欠であります。どうか皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和2年度の施政方針といたします。

続きまして、令和元年12月村議会定例会後の主な行事及び会議等について行政報告を申し上げます。

12月19日水曜日ですが、蓬田村水稻航空防除協議会事業検討会が外ヶ浜町で行われまして、出席をしております。

12月の23日月曜日、青森県医師不足対策意見交換会が青森市でございまして、出席をしております。

12月25日水曜日ですが、青森地域広域事務組合12月定例議会が開かれまして、出席し

ております。

同日午後からでございますが、青森地域連携都市圏協約締結式が青森市でございます。東青地区5市町村で連携都市圏構想を推進することで合意いたしました。

1月27日月曜日、第2期蓬田村総合戦略策定本部、これはまち・ひと・しごとの計画の本部でございます、この会議を設置しました。

1月29日水曜日、JA青森トマト部会東つがる支部総会が外ヶ浜町でありまして、出席をいたしました。

2月の2日日曜日、蓬田村消防団出初式があり、これに出席をしております。

2月3日月曜日、日赤社員増強・社資増収運動推進協議会を開催いたしました。これはふるさと総合センターであります。

2月の12日、青森県町村会主催衆議院議長との懇談ということで、表敬訪問をいたしました。これは12日から13日にかけてでございます。

2月16日日曜日、第13回蓬田村ふれあい芸能発表会がございまして、ふるさとセンターに行っております。

2月の20日木曜日ですが、東青地域自衛隊入隊予定者激励会が青森市でありまして、これに出席をしております。

2月の21日金曜日、青森県国民健康保険団体連合会の総会が青森市でありまして、これに出席しております。

2月の26日水曜日、蓬田村総合戦略会議有識者会議、これも第2期のまち・ひと・しごと戦略計画の策定のための有識者の会議でございますが、これを開催しております。

同日、青森県町村会の定期総会がありまして、青森市に行っております。これに参加しております。

2月の27日、蓬田村ホタテ養殖残渣処理協議会を開催いたしまして、これに出席しております。

2月の28日金曜日、蓬田村表彰式を挙行いたしました。皆様方の参加をいただき、まことに感謝を申し上げます。

以上のとおり、主なるものについてご報告申し上げます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約
の変更の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第1号青森県市町村職員退職手当組合を組織する
地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更の専決処分につ
いてを報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第1号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更の専決処分について。
地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので報告
し、承認を求めるものでございます。

1枚お開きください。

専決第12号、地方自治法第179条第1項の規定により、青森県市町村職員退職手当組
合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更
について、次のとおり専決処分をする。

専決処分日は、令和元年12月27日です。

内容につきましては、青森県の市町村職員退職手当組合構成の中から、三戸郡福祉事
務組合、ここは令和2年3月31日をもって解散するというので、その福祉組合を脱退
させて、数の減少を変更するものでございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定
されました。

日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案25
件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和2年第1回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案25件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、蓬田村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い提案するものであります。

議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、各種委員の追加に伴い提案するものであります。

議案第3号、蓬田村行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案は、行政財産使用料の適正化を図るため提案するものであります。

議案第4号、蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案は、蓬田村宅地造成事業特別会計を廃止するために提案するものであります。

議案第5号、蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案は、乳幼児・児童医療費の給付を18歳到達年度までに拡充するために提案するものであります。

議案第6号、蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案は、組織団体である肉牛生産組合の解散に伴い提案するものであります。

議案第7号、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い提案するものであります。

議案第8号、蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案は、消防団員の定数削減と処遇改善を図るため提案するものであります。

議案第9号、蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者更新手数料を設けるため提案するものであります。

議案第10号、蓬田村の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例の制定については、公職選挙法に基づき規定を設けるため提案するものであります。

議案第11号、蓬田村森林環境基金条例の制定については、森林環境基金設立により、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に掲げる施策に柔軟に対応するため提案するものであります。

議案第12号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、組織団体である三戸郡福祉事務組合の解

散に伴い提案するものであります。

議案第13号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定については、ホタテガイ養殖残渣堆肥化処理施設の指定管理者について、議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第14号、令和元年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税2,700万円などを増額し、県支出金1,043万3,000円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費2,546万5,000円などを増額し、農林水産業費893万8,000円などを減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,319万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ21億3,670万5,000円となるわけであります。

議案第15号、令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入として、繰入金26万4,000円を増額し、歳出として、総務費26万4,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに26万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,357万6,000円となるわけであります。

議案第16号、令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案につきましては、歳入として、県支出金466万円を増額し、繰入金66万円を減額し、歳出として、保険給付費400万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに400万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億2,565万3,000円となるわけであります。

議案第17号、令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として、繰入金2万6,000円を増額し、歳出として、総務費2万6,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに2万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,235万2,000円となるわけであります。

議案第18号、令和元年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として、繰入金2,429万円を増額し、歳出として、基金積立金2,429万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに2,429万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,894万5,000円となるわけであります。

続きまして、議案第19号、令和2年度蓬田村一般会計予算案についてご説明申し上げます。

予算規模は22億6,356万6,000円となり、前年度当初比較では9.3%の増額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億5,032万5,000円、地方交付税10億9,000万円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明申し上げます。

議会費5,612万2,000円。歳出全体に対する構成比は2.5%となっております。

総務費3億9,221万2,000円。歳出全体に対する構成比は17.3%となっております。財産管理費において、公共施設個別施設計画策定業務委託料895万4,000円、企画費において、宅地造成事業特別会計廃止に伴うグリーントウン管理関係費用418万6,000円などを計上しております。

民生費5億5,646万9,000円。歳出全体に対する構成比は24.6%となっております。社会福祉施設費において、自立支援給付費を昨年より1,210万7,000円増額し、自立支援給付費9,088万1,000円を計上しております。

衛生費2億9,072万7,000円。歳出全体に対する構成比は12.8%となっております。ふれあいセンター費において、貯水槽等改修工事費8,457万9,000円などを計上しております。

農林水産業費2億1,514万1,000円。歳出全体に対する構成比は9.5%となっております。農業振興費において、農業用機械等導入支援事業補助金1,000万円などを計上しております。

商工費1,575万5,000円。歳出全体における構成比は0.7%となっております。

土木費1億5,007万4,000円。歳出全体における構成比は6.6%となっております。道路維持費において、橋梁補修工事測量設計業務委託料951万5,000円などを計上しております。

消防費2億836万3,000円。歳出全体における構成比は9.2%となっております。消防施設費において、戸別受信機設置業務委託料1億1,913万円などを計上しております。

教育費1億9,846万2,000円。歳出全体における構成比は8.8%となっております。小

学校費及び中学校費の教育振興費において、学校教育 I C T 環境整備事業関係費3,273万円などを計上しております。

公債費 1 億7,668万2,000円。歳出全体における構成比は7.8%となっております。

予備費355万3,000円。歳出全体における構成比は0.2%となっております。

令和2年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で、本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。令和2年度も引き続き全庁一丸となって、各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費についてはできる限りの削減を目指しております。そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願いを申し上げます。

議案第20号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案は、予算総額2,696万円となり、前年度比較では16.9%の増額となります。

歳入の主なるものとして、負担金828万3,000円、繰入金1,866万7,000円。

歳出では、総務費1,567万7,000円、給食費1,128万3,000円となっております。

議案第21号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案は、予算総額5億1263万円となり、前年度比較では7.9%の増額となっております。

歳入の主なるものは、国民健康保険税1億964万6,000円、県支出金3億2,800万8,000円などであります。

歳出の主なるものは、保険給付費3億2,233万7,000円、国民健康保険事業費納付金1億4,772万5,000円などとなっております。

議案第22号、令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案は、予算総額9,148万5,000円となり、前年度比較では0.5%の減額となっております。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料4,969万8,000円、繰入金4,177万6,000円などです。

歳出につきましては、総務費9,148万5,000円となっております。

議案第23号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算案は、予算総額4億8,936万6,000円となり、前年度比較では0.5%の増額となっております。

歳入の主なるものは、国庫支出金1億840万9,000円、支払基金交付金1億1,843万

6,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費3,456万7,000円、保険給付費4億2,578万9,000円などとなっております。

議案第24号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案は、予算総額は8,059万2,000円となり、前年度比較では4.1%の減額となっております。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料2,185万円、繰入金5,858万6,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費1,094万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,958万6,000円などであります。

議案第25号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法423条第3項の規定により議会の同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、終わります。

日程第7 議案第1号 蓬田村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第1号蓬田村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第1号、蓬田村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

1枚お開きください。

条例の第2条に次の1項を加える。

会計年度任用職員のサービスの宣誓の1号を追加しております。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第8、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

1枚お開きください。

条例の中に別表第1の職名の欄の中に「蓬田村鳥獣被害対策実施隊員」と「蓬田村役場庁舎建設検討委員会委員」、この2つの項目を加えるものであります。

以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 蓬田村行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第9、議案第3号蓬田村行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第3号、蓬田村行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案。

条例の一部を次のように改正するものであります。

1枚お開きください。

第1条中の変更から附則までありますけれども、これに関しては消費税に絡んで「100分の100」のところを「100分の110」に変更している部分、それから単価の見直し、文言の整理が入っております、条例の改正が必要となって提案したものであります。

以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第4号蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第4号、蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案。

提案理由といたしましては、蓬田村宅地造成事業特別会計を廃止するため、関係条例の改正が必要となり提案するものであります。

1枚お開きください。

第1条中の中と、それから第2条の6項にある「蓬田村宅地造成事業」を削るものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第5号蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） それでは、議案第5号、蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案。

蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、蓬田村乳幼児・児童医療費給付の児童を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡充するため、蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の改正が必要となり提案するものです。

具体的な内容をご説明いたします。

現在の蓬田村乳幼児・児童医療費給付事業は、ゼロ歳から15歳到達年度末の者を対象としてきましたが、18到達年度末までの者に対象を拡充するとしたものです。ただし、児童が就職し保護者の扶養が外れたとき、児童が婚姻したとき及び他の公費負担医療制度の対象となったときは除かれるとしたものです。また、あわせて条例内文言の整理を行うものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第6号蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

- 産業振興課長（高田 徹君） 議案第6号、蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案。

提案理由。肉牛生産組合の解散による蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会委員の再編を行うため提案するものです。

具体的な内容をご説明いたします。

村肉牛生産組合が解散したため削除し、蓬田たまねぎ生産組合組合員と特定非営利活動法人プロモーションよもぎたを、利用者の立場から協議会に参加していただくため追加するものです。

以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。3番久慈省悟君。

- 3番（久慈省悟君） 次のページの（5）の中に、特定非営利活動法人プロモーションよもぎた役員とございますけれども、この団体はどういう人たちがどのような目的でやっているのか、ちょっと私わからないのですけれども、もしよろしければどのような団体かお知らせ願えませんか。

- 議長（木村 修君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（高田 徹君） プロモーションよもぎたは、村内外に向けて堆肥のPRや配布を行っている非営利団体で、代表者は坂本重彦さんになっています。

以上です。

- 議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第7号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第7号、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、蓬田村道路占用料等徴収条例の改正が必要となったため提案するものであります。

1枚目をお開きください。

内容については、第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改めるものであります。

なお、この条例の規定は令和2年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第8号蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案

を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第8号、蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案。

蓬田村消防団条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、消防団員の減少に伴う定員数の削減と団員の処遇改善を図るため提案するものでございます。

1枚お開きください。

第3条第1項第8号中、「126名」を「96名」に改め、同条第2項中「170名」を「140名」に改める。これにつきましては、全体の総数を170から140人に、それから一般の団員数を126人から96人に削減するためであります。

それから、第2条中の3中、「1,600円」を「1,800円」に改める。これに関しては、団員が水害・火災・警戒・訓練等の職務に従事する場合の出動手当として、今までは1,600円の支給でしたが、それを200円上げて1,800円にするものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第15、議案第9号蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正

する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 議案第9号、蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案。

蓬田村簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたことに伴い、指定給水装置工事事業者更新手数料を設ける必要があり、条例の改正が必要となったため提案するものであります。

1枚目をお開きください。

内容については、第30条第3号中「指定業者指定手数料」を「指定給水装置工事事業者指定及び更新手数料」に改めるものであります。

なお、この条例の規定は令和2年4月1日から適用するものであります。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 蓬田村の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場
に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第16、議案第10号蓬田村の議会の議員及び長の選挙ポスター
掲示場に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第10号、蓬田村の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例の制定について。

蓬田村の議会の議員及び長の選挙ポスター掲示場に関する条例を新たに制定するものであります。

提案理由といたしましては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第8項の規定に基づき、蓬田村の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規定を設けるため提案するものであります。

1枚お開きください。

趣旨は、第1条に書かれているとおりであります。

掲示場の設置については第2条で、選挙管理委員会が設けなければならないとなっております。

そして、ポスターの掲示に関しては第3条、候補者はポスター掲示場に委員会が定めるところにより、ポスター1枚を掲示することができる。

それから、第5条で、ポスターの掲示場を設置しない場合、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、ポスター掲示場を設けないことができるという条項も入っております。

それ以外に関しては第6条の委任で、この条例の施行に関し必要な事項は委員会が別に定めるということで、この条例は公布の日から施行するということになります。

今までどおりの国政選挙、それから県の関係の選挙で掲示板を掲示しているところに、村の皆さんの選挙の場合とか首長の選挙の場合、ポスターを掲示するということで、変えるということでございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

- 議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 蓬田村森林環境基金条例の制定について

- 議長(木村 修君) 日程第17、議案第11号蓬田村森林環境基金条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

- 産業振興課長(高田 徹君) 議案第11号、蓬田村森林環境基金条例の制定について。

提案理由。蓬田村森林環境基金を設立することにより、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に掲げる施策に柔軟に対応するため提案するものであります。

具体的な内容をご説明いたします。

新年度予算で森林環境譲与税が約230万円ほどの予定ですが、それを今後、森林の整備に関する施策等の財源に充当するために基金を設置するものです。

以上です。

- 議長(木村 修君) これより質疑を行います。3番久慈省悟君。
- 3番(久慈省悟君) 課長にお尋ねしますが、例えば山を所有している住民の皆さんが、杉またはヒバとか、山につけたいという場合においては、こういう基金がどのようにそういう受益者の方々に寄与することができるのか。その辺を少しお伺いいたします。
- 議長(木村 修君) 産業振興課長。
- 産業振興課長(高田 徹君) 将来的にはまだわかりませんが、今の段階では、個人に補助するものではなくて、今後、民有林の所有者の把握や、これからどう整備していくかの意向調査などのシステム環境をつくっていくのがまず先決、まずそこに使うために基金を積み立てる予定です。
- 議長(木村 修君) 3番久慈省悟君。
- 3番(久慈省悟君) どうもありがとうございます。ついでにもう一つお伺いいたしますが、筆界未定地とか結構、今広瀬の、何ていうのですか、その広瀬の地域で予算がつ

いているのですけれども、筆界未定地のところの調査費というのが乗っかって議案にありますけれども、そういう部分とかにも寄与するものなのか、ちょっとその辺まで申しわけありませんけれども、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 今現在では、筆界未定地に関係する、この環境譲与税が充当されるというふうにはなっておりません。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共組合規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第18、議案第12号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第12号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって、青森県市町村総合事務組合から三戸郡福祉事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次

のとおり変更するものであります。

提案理由といたしましては、三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少と、それから青森県市町村総合事務組合の規約の中に書かれております文言の整理のため提案するものであります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（木村 修君） 日程第19、議案第13号蓬田村公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第13号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるため提案するものであります。

提案理由といたしましては、蓬田村ホタテガイ養殖残渣堆肥化処理施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

1枚お開きください。

施設の名称は、蓬田村ホタテガイ養殖残渣堆肥化処理施設。

指定管理者となる法人団体等の名称、代表者といたしまして、蓬田村漁業協同組合、

代表理事組合長、工藤 徹。

指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 令和2年度蓬田村一般会計予算案

日程第21 議案第20号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第22 議案第21号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第23 議案第22号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第24 議案第23号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第25 議案第24号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 日程第20、議案第19号令和2年度蓬田村一般会計予算案から日程第25、議案第24号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第24号までの令和2年度各会計予算6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

日程第26 請願第1号 最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める請願

○議長（木村 修君） 日程第26、請願第1号最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時55分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年 5月13日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 柿 崎 裕 二

会議録署名議員 森 弘 美